

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団運営会議実施要領

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団組織規程第5条に定める運営会議の実施について必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 運営会議は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 構成員が認める場合、電子メールを用いた開催とすることができる。

(議長)

第3条 運営会議の議長は、専務理事がこれに当たる。専務理事が欠けたとき又は出席できない場合は業務執行理事がこれに当たる。それぞれの役職者が複数いるときは協議により決定する。

(決議事項)

第4条 運営会議は、次の各号に掲げる事項について決議を行う。

- (1) 公益目的事業（品質評価試験及び細胞保管を除く。）の受託について
- (2) 規程の制定及び改廃について
- (3) 共同研究の受入れ及び変更（軽微な変更を除く。）について
- (4) 職員及び派遣職員の雇用計画（短期を除く。）について
- (5) 職員の採用、昇任及び異動について
- (6) 職員の兼業について
- (7) アドバイザー等兼業の委嘱について
- (8) 外部資金の申請について
- (9) その他、運営会議で決議を必要とする事項

(説明者)

第5条 前条の決議事項に関係を有する者は、運営会議に出席し、その内容について説明するものとする。

(決議)

第6条 運営会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、専務理事の裁決するところによる。

(事務)

第7条 運営会議に関する事務は、総務室において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営会議の実施に関し必要な事項は、専務理事が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月8日改定し、令和3年7月1日に遡って適用する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。